

令和5年第4回定例会

歌志内市議会会議録

第1日目（令和5年12月6日）

（午前9時58分 開会）

諸般報告

開会・開議宣告

○議長（本田加津子君） おはようございます。

ただいまから、令和5年歌志内市議会第4回定例会を開会いたします。

ただいま出席している議員は8名であります。定足数を満たしておりますので、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（本田加津子君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、1番能登直樹さん、5番川野敏夫さんを指名いたします。

会期の決定

○議長（本田加津子君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12月11日までの6日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

会期は、本日から12月11日までの6日間と決定いたしました。

○議長（本田加津子君） 日程第3 諸般報告であります。

事務局長から報告をいたします。

三浦議会事務局長。

○議会事務局長（三浦悟君） 報告いたします。

この定例会に付議されます議案は、市長より送付を受けた議案12件、選挙1件、決算審査特別委員会委員長より報告1件であります。

次に、議長の報告でございますが、令和5年第3回臨時会以降、昨日までの議会動向につきましては、本日、別紙配付しております諸般報告のとおりでありますので、御了承願います。

また、本会議に説明のため出席する者、本会議の事務に従事する者等につきましては、別記記載のとおりであります。

本日の議事日程については、別紙配付しております議事日程表のとおりであります。

次に、議員の出欠席の状況であります。本日は全員の出席であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（本田加津子君） 特段の発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） ないようでありますので、諸般報告を終わります。

市政報告

○議長（本田加津子君） 日程第4 市政報告であります。一般行政について報告を求めます。

柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ー登壇ー

改めまして、おはようございます。

私のほうから、市政報告として歌志内／夢・まち未来会議につきまして報告させていただきます。

夢・まち未来会議につきましては、まちづくりに関心を持つ多くの市民が参加し、人口減少が続く本市における将来のあるべき姿や夢、その夢を実現するための方法など、自由に語り合う場とし、「住みたいまち 次世代に誇れるまち」の実現を目的に令和3年度から実施しております。

令和5年度につきましては、10名のメンバーにより、8月16日に1回目を開催し、2回目の会議につきましては10月23日に開催、メンバーの職場や団体における活動について発表し合い、その活動に関する意見交換を行いました。また、3回目につきましては12月1日に開催し、今後のまちづくりに係るメンバーからの意見をテーマに、合宿誘致や魅力発信などについて、歌志内の現状を踏まえ、客観的な視点で意見交換等を行いました。

この後、年度内に一、二回の開催を予定しており、引き続き夢・まち未来会議の開催状況等について報告してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） おはようございます。

夢・まち未来会議で話し合われまして、令和6年度の新規事業の実施の可否について検討する事業は、どのようなものがあるのか教

えていただきたいというふうに思います。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） 今年度いろいろお話をさせていただいた中で、チロルの湯の合宿誘致ということでございますけれども、引き続き、今、二つの大学、中部大学と国士舘大学がこのたび来られておりますので、引き続き誘致活動をしていくことについて、大変意義があるということなので、引き続きやららうだという話もいただいておりますし、またダ・マルシェの活用ということで、これにつきましては、市のほうで建設したということで、もうちょっと盛り上げていくようなことをしてはどうだということも伺っております。これらについては、今、外出支援等行っておりますので、こういった外出支援についてももうちょっと拡充といいますか、利用度を深めることも含めながら、高齢者に対してもっと優しい形でできないかとか、そういう形でいろいろソフト面も今後詰めていきたいというふうに思っております。

また、交通アクセスにつきましても、タクシーの利用とか、将来のデマンドやライドシェアですか、そういったことも検討してみてもどうだという意見をいただいております。すぐできるものとできないものがございますけれども、実現できるものは実現していきたいというふうに思っております。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

以上で、市政報告を終わります。

報 告 第 1 2 号

○議長（本田加津子君） 日程第5 報告第12号議案第37号令和4年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について、議案第38号令和4年度歌志内市病院事業会計決算の認定について、以上、令和5年9月12日決算

審査特別委員会付託を議題といたします。

この件について、特別委員会委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長、山崎瑞紀さん。

○決算審査特別委員会委員長（山崎瑞紀君）

—登壇—

報告第12号議案第37号令和4年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。

議案第38号令和4年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。

次ページをお開き願います。

決算審査特別委員会審査報告書。

当委員会に閉会中の審査として付託を受けた事件について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第105条の規定により報告いたします。

記。

1、事件。議案第37号令和4年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について。議案第38号令和4年度歌志内市病院事業会計決算の認定について。（令和5年9月12日付託）。

2、審査の経過。10月17日、18日、19日の3日間、これが審査のため本特別委員会を開催し慎重に審査した。

3、審査の結果。議案第37号は賛成多数で、議案第38号は全員一致で認定すべきものと決定した。

4、審査意見。議案第37号の一般会計において、歌志内市会計規則第17条第1項に定める調定をせずに債務者へ請求書を送付している債権があることが判明した。債権が確定した際には、直ちに調定を行うことと併せ、適正な債権管理に努められたい。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） これより、決算審査特別委員長の報告のうち、議案第37号令和4年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定についてに対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 議案第37号令和4年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論したいと思います。

今回、決算審査特別委員会の審査における時点で、一部不備が見受けられました。その内容として、空き家対策に関するものであります。事務管理費用を管理者に請求しているにもかかわらず、調定処理を怠り、その請求されたものについては入金されることもなく、その結果、歳入の未済額の管理などの不備が見つかりました。このことは、審査報告書の審査意見書にも記載されております。

令和4年度の決算は、このことから誤っているものとなります。この不備は数字の不備であり、明確なもので、解釈の違いなど存在しないことから、誤った決算は行政機関をチェックする立場の議員として認めるわけにはいかないという立場で、認定について反対とさせていただきます。

○議長（本田加津子君） 反対する議員の発言がありますので、賛成する議員の発言を求めます。

松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 私は、議案第37号令和4年度歌志内市各会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をいたします。

認定に付されました令和4年度歌志内市各会計歳入歳出決算につきましては、一般会計は当初予算42億3,000万円に対し、10回の補正予算を組み、歳入総額52億3,644万8,368円、歳出総額50億6,873万6,623円、形式収支は1億6,771万1,745円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源9万3,000円を差し引いた実質収支も1億6,761万8,745円の黒字となっており、市営公共下水道特別会

計、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の3特別会計も実質収支は黒字となっており、健全財政を維持しております。また、予算措置及びその執行につきましても、決算審査特別委員会において審査した限り、おおむね適正に処理をされておりますが、一般会計の一部において、事務の合規性及び正確性に欠ける事案がありました。全体的にはおおむね適切に処理されており、1件の請求済みの債権について調定漏れがあったことをもって全体の決算を否決するほどの理由にはならないと考えます。

このことから、決算意見を付されました債権につきましても、直ちに令和5年度において調定を行い、未収債権の回収に努めるとともに、二度とこのようなことは起こさぬよう、事務の執行に当たりましてはチェック体制の再点検と確立を要請して、賛成討論いたします。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） 賛否両論が出ましたので、これで討論を終わります。

これより、議案第37号について、起立により採決をいたします。

この本件に対する決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものであります。本件について、決算審査特別委員長の報告のとおり、認定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（本田加津子君） 賛成多数であります。

したがって、議案第37号は、決算審査特別委員長の報告のとおり認定されました。

これより、決算審査特別委員長の報告のうち、議案第38号令和4年度歌志内市病院事業会計決算の認定についてに対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第38号について、採決をいたします。

この本件に対する決算審査特別委員長の報告は、認定すべきものであります。

本件は、決算審査特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、決算審査特別委員長の報告のとおり認定されました。

選 挙 第 1 0 号

○議長（本田加津子君） 日程第6 選挙第10号歌志内市選挙管理委員及び同補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推薦によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員に加藤園美さん、相河祐子さん、小川正芳さん、柴田幸子さん、以上4名

を指名いたします。

補充員は、補充の順位別に、第1順位に折原智恵子さん、第2順位に木本潤さん、第3順位に久道一夫さん、第4順位に紺野深雪さん、以上4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議長において指名いたしました方々を選挙管理委員及び同補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、歌志内市選挙管理委員は、加藤園美さん、相河祐子さん、小川正芳さん、柴田幸子さん、以上4名が、歌志内市選挙管理委員補充員は、第1順位に折原智恵子さん、第2順位に木本潤さん、第3順位に久道一夫さん、第4順位に紺野深雪さん、以上4名が当選されました。

議案第41号

○議長（本田加津子君） 日程第7 議案第41号かもい岳国際スキー場及びかもい岳温泉に係る固定資産税の減免の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） —登壇—
改めまして、おはようございます。

議案第41号かもい岳国際スキー場及びかもい岳温泉に係る固定資産税の減免の特例に関する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、M・かもい岳株式会社がかもい岳国際スキー場リニューアルプロジェクトを実施するに当たり、市から取得したかもい岳国際スキー場及びかもい岳温泉に係る固定資産税の減免について要請があったことから、同社の経営の安定化並びに市民をはじめ広く利用者の健康増進を図るとともに、観光の振興に資することを目的にこの条例を制定

しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

かもい岳国際スキー場及びかもい岳温泉に係る固定資産税の減免の特例に関する条例。

なお、同社から提出されました市への要請書を追加資料としてお配りしておりますので、御参照願います。

M・かもい岳株式会社が所有する固定資産で、かもい岳国際スキー場及びかもい岳温泉に対する固定資産税を令和6年度から3年間免除するものとする。

この減免は、歌志内市産業開発促進条例にて、かもい岳国際スキー場及びかもい岳温泉に係る土地、建物に対する固定資産税を減免しておりますが、令和5年度でその効力が失効することから、引き続き3年間の固定資産税を免除しようとするものでございます。

附則。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

下山則義さん。

○7番（下山則義君） この議案につきまして、市長に1点お伺いしたいことがございます。この条例の提案の理由の中に、歌志内から取得したかもい岳国際スキー場及びかもい岳温泉に係る固定資産税の免除についての要請があったことから、条例を制定するとの提案理由がございました。この提案理由でこの条例がまかり通っていくのであれば、市内の全ての企業、事業所、商店について、同じ要請があるのであれば固定資産税の免除を行っていくようになるのではなかろうか、そのようにも考えられます。決してこの内容が反対だ、あるいは駄目だというのではなくて、そういったところをしっかりと考えながら条例を制定していかなければならない、この提案理由からも考えていかなければならないと私は

考えます。市長のお考えをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ただいま下山議員の御質問に対してお答えしたいと思います。

産業開発条例で3年間の免除ということになっているわけですが、このスキー場は2020年12月19日オープン以来、今年で4シーズン目になるわけですが、これまでコロナ禍の中での運営ということで、集客はままならず、今後、当初予定していたリニューアルプロジェクトに向けて本格的に展開されるというわけですが。

歌志内市につきましては、総合開発総合計画の中でも観光産業の振興として、かもし岳スキー場は地域間交流の促進の観点からも重要施設ということで位置づけしております。観光客入り込み目標も令和7年35万人を掲げているところでございます。これにつきましては、創生総合戦略にも同様に掲げて人口減少対策ということに対しても進めているところでございます。

また、市民や子供たちが冬の市内の唯一のスポーツ施設ということで、スキーを滑っていただいて健康管理に努めていただくということも一つのこのスキー場での利用というふうに考えておりますし、またスキー学習の拠点でもあるということで、事情やむを得ないというふうに私は判断したところでございます。

このようなことから、産業開発条例での3年間の免除となっていた中でまさに3年間がコロナ禍ということでございますので、引き続き3年間の延長ということで考えて、こういう決断をしたところでございます。

他の企業からの申出があった場合ということでございますが、あくまでも産業開発条例の中で判断をしながら、今回3年間ということで延長したところでございます。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 今の私の質問は、この提案理由、この内容を市民に知らしめても

しっかりと理解できないというところがやはり出てくるのです。うちも苦しいからお願いできませんかという商店が、あるいは事業所が、そういった声も正直あります。であれば、なぜそういうことなのかということをもっともっとしっかりと知らしめていかなければならない。そして、かもし岳をきちんとやっていかなければならないということ、この条例を制定するに当たって、もう少し厳しく、はっきりとその隔てが分かるような状況をつくっていかなければならないというのが私の質疑の趣旨であります。もう一度答弁をいただければと思いますが、お願いいたします。

○議長（本田加津子君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） 私のほうから、今、下山議員のほうで質問いただきました。この条例の提案内容であれば、他の企業からそういった支援要請があるのではないかと、それに対してどうするのかといった趣旨かと思っておりますけれども、実際、歌志内振興公社のチロルの湯の部分につきましては、これと同じ形による条例、特例条例という形で設けさせていただいております。これがもう既に10年以上経過している中で、そういった今おっしゃられているような他の企業からの部分というのは実際受けたことはないということもございまして、つくりとして振興公社と同じような条例のつくりという形で上程をさせていただいた、そういったところでございます。

また、そういった市内の企業、いろいろと経営厳しい部分につきましては、十分分かっておりますけれども、先ほど市長も申し上げておりますように、観光振興、かもし岳を中心とした部分につきましては、やはり公益的な考え方という部分があるかと思っております。そういうことで、要請書を当然受けておりまして、今日といたしますか、追加議案としてその要請書もお配りさせていただいております。

いずれにいたしましても、そういった市に

対する減免要請というものを受けた場合は、その要請書の内容をしっかりと吟味させていただいた中で、その必要性というか、そういう部分を判断させていただくことになるのかなど、やみくもに出てきたから減免すると、そういったことにはならないだろうと、そのように考えております。

○議長（本田加津子君） 下山則義さん。

○7番（下山則義君） 最後の質疑になるうかと思いますが、まさに今、副市長のほうから言われたとおり、企業の方々からという話、正直受けています。それと同時に、今、チロルの湯出てきましたけれども、歌志内市が100%というか、そういったものを行っているのと、歌志内市の財産を相手側に渡して、そこでやっていただきますよという内容は同じものではないと私は思うのです。その辺の違いもありながら、そして一番気になるのは、市民にこれをしっかりと知らしめないと、それをせずに議会の中でどんどん進んでいく。我々も正直、提案書のようなもの、受け取りました。ただ、受け取ったのは今日です。市民に対して知らせる、報告するということは、できるチャンス、正直ないのです。そういったこともしっかりと気に止めていただいて、やるのであればきちんと、それでいてしっかりと説明をする、そんなこともこれからやっていっていただきたいと思います。

このことに関しては、まだまだ議論が我々の中にもあるのだと思いますが、やる以上は正確なことをしっかりと知らせながら、そしてどういう状況でやっていくのかと同時にどんなような形も今できているのだということも、それも教えていただくような、そんな状況づくりも考えてやっていただきたいと思います。

最終的な答弁をお願いいたします。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ただいま御指導といひますか、御指摘をいただきました。市民の方々からそういったことを周知するという事は非常に重要であるというふうに私も認識し

ております。今後、この件につきましては、広報紙等でも皆さんに理解をしていただきたいと思いますし、また先ほどいただいた、いわゆる公共施設を民間に譲渡したということで、いわゆる引き継いでいただくという公共性のあるという部分に関しては、こういった減免の対象になるということの一つの、何ていいますか、ケースといひますか、そういったことも考慮といひますか、しながらそういった制度設計といひますか、そういったものもつくっていかねばならないのかなというふうに思っております。

大変、下山議員、ありがとうございました。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

川野敏夫さん。

○5番（川野敏夫君） 提案理由の中に減免という言葉で出ているのですけれども、これは課税免除ではなく減免するというのは、どれぐらい減免する予定なのか。10割なのか。1年間の減免する金額は、一体どれぐらいになるのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、市から取得した国際スキー場及びかもい岳温泉という言葉があるのですけれども、これ以外にこのリニューアルプロジェクトでいろいろ施設を造るのかなというふうに感じるのですけれども、その新たにできた施設に関しても減免する条例になるのかどうか、その辺もちょっとお尋ねしたいと思います。

先ほどから言われている公共性が高いよというのは、もう十分理解しています。我々もかもい岳国際スキー場、温泉ないしはあその宿泊施設に対しては大変興味持ってますので、十分応援したいと思いますので、その辺ちょっと詳しく教えていただきたいと思ひます。

○議長（本田加津子君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ただいま減免の

分、何割やるのか、金額幾らなのかと、またそういった新たな施設についてもどうなのかというようなことの御質問かと思えますけれども、減免につきましては、全て100%という形で考えておまして、事業所のほうからお聞きしている部分につきましては、大体900万円程度なのかなと、そのように確認をしているところでございます。

また、新たな施設の部分という部分につきましては、その年度年度におきまして、年度年度といえますか、報告をいただいた中で決めていくことになるのかなというふうには思いますが、その都度検討させてもらいたいなと、そんなふうには思っております。

以上でございます。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 何点か聞きたいと思えます。

まず一つ目なのですが、先ほど出ました減免ということなのですが、これ課税免除ではなくて減額免除で行うのか、ちょっとどっちなのか分からないので、聞いておきたいと思えます。

あと、今回の条例の提案理由というか、この議案でこれから審議することになると思えますけれども、かなり文面の中で欠落している部分が多いかなと思えます。今日渡されたこの資料も、議案の第41号として資料として渡されておりますけれども、これ企業から要望書として多分出てきたものだと思うのです。それをこの議案の資料だといって渡すのは間違っているのではないかなと思うのです。というのも、条例に関する資料というのは、市役所がきちんと作って、それを議案の資料として一緒に出してくれるのが資料だと思うのです。今回、これ、今日もらったこの資料なのですが、これは委員会で説明を受ける委員会の資料にしかならないと私は思っています。書いてある内容を丸々行政がこの41号の中に書いて出してきているなら

分かるのですけれども、そうではなくて、これ一企業が要望書として出してきたもの、これを普通に添付して、議案の資料だよと出してくるのはちょっと間違っているのではないかと思うのですけれども、その辺のちょっと認識を聞いておきたいと思えます。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） まず、このたびの減免か課税免除かという話なのですが、このたび減免で行いたいというふうには考えております。

それと、この資料の関係ですけれども、先ほども市長からのお話ありましたように、チロルの湯、振興公社のほうでも同じように特例条例を設けさせていただいています。当初、振興公社がこの特例条例を上程させたときも、同じように要望書を資料として提出したという、同じような形でこのたび上程させていただいたということになります。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） まず減免ということなのですが、私、これ減免というのは、減額免除というのは、基本的に災害、火災などあったときに初めて適用する性質のものだと思っているのです。調べた結果、そうだというふうに私は認識しています。だから、基本的にチロルのほうの減免となっていますけれども、それも本当は多分間違っているのではないかなと思うのです。だから、それは今までの流れからずっと慣例あって、それで議決されてきているというのはあるのですが、今回の話は、これまるっきり新しい条例として出しているのです、その辺きちんと考えられてないと駄目だと思うのです。

課税免除ではないということなので、私はちょっと減免に当たらないという解釈をしております。やはり課税免除だということであれば、公益性だとか、先ほどの話になると思うのですが、そういうのはこの条例の中に書き込むべきだと思うのです。課税免除であれば、その辺の解釈の違いというのが多分あると思うのですが、これ本来なら

解釈の違いがあってはならないのです。その辺どういうふうに思われているのか聞いておきたいと思います。

この資料なのですけれども、再三言われていますよね。チロルがという話なのですけれども、チロルと今回のやつはまるっきり別だと思えます。一般企業ですから。一般企業から出てきているものに対して減免しようか、どうしようかという話だと思うのです。その資料を、要望書を資料とするのは間違っているのではないかと思うのです。チロルと、何ていうのですか、住民に対する公益性だとかそういったものは、健康増進だとか、そういったことにつながってくるのは分かるのですけれども、それは同じように感じますけれども、今回の経費に関しては、M・かもい岳株式会社という一つの本当に民間の企業なので、その民間の企業がこういった要望書を持ってきて、減免してくださいと言ってきたときに、この資料を行政が、そうしたらこの資料を条例の資料として添付しておけばいいやという考えになっていたのではないかと私は思うのです。そのチロルの慣例があるから。だから、別々と考えないと駄目だと思うのです。そうすると、その資料は、条例に添付された資料ではないよという話です。その辺きちんとしておかないと、今後も、変な話、先ほど下山議員言いましたけれども、ほかの事業所からこういった要望書が来たときに、私たちに、いや、そうしたら公益性があるから、この要望書を添付して新しい条例をつくるかとなるかとなったら、私はそうではないと思います。だからこの辺ちゃんとしておかないと、今後そういうことも見受けられるし、これは駄目だ、これは資料ではない。この議案に対しての資料ではないという認識をちゃんと持っていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

○議長（本田加津子君） 平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ただいま女鹿議員のほうからるる御指摘をいただいた点につきまして、確かにチロルの湯と、チロルの湯と

いうか振興公社と今回の純粋な民間企業との違いがあるということで、そこから出てきた資料が議案の資料としては適さないといった御指摘でございます。それにつきまして、私ども、やはり先ほど来御答弁を申し上げておりますように、公益性という部分を重視した中で、前例としてチロルの湯、振興公社への減免についてを前に出しまして今回の条例制定に向けての検討作業を進めさせていただいてきたところでございます。

ただ、議員おっしゃられますように、今後という部分も考慮いたしますと、毎回このような形の部分がいいのかどうかという部分について検討させていただきまして、今後の部分についてつなげていきたいと、このように考えておるところでございます。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 減免、課税免除、そういったところからきちんとした議論をもう1回していただきたいのです。今回、議論するのは、議論して私たちが話を進めなければいけないのは、この議案第41号の中身を見て適正かどうかという話をしないと駄目なのですけれども、あまりにもその議論する中身がなさ過ぎて、どういうふうな状況なのかというのが分からな過ぎるのです。ただ、本来なら、ここ課税免除にして、課税免除であれば皆様の健康増進につながるのだとか、そういったことをこの条例の中に書いていただければ済むと思うのですけれども、書いてないので分からないのです。私もこの、今出てきている議員の皆さんの気持ちは分かりませんが、私はスキー場ちゃんとやってほしいし、継続してほしいし、歌志内のシンボルとしてやっていっていただきたいので、減免するのは全然やぶさかではないと思います。ただ、その減免する、しないの題材として、この第41号の議案がきちんと議論できるかどうかというものになっているかどうかだと思うのです。それにかなり不備が感じるので、今、こういうふうに話をしています。

追加資料のことも、それと含めて同じだと

思うのです。やはりきちんと庁内の中でこの資料を出していいものなのかどうかというのを議論してほしかったです。きちんと庁内の中で議論ができていれば、できていると思いますよ。できていると思いますけれども、こういった形で資料が出てくるということは、どこまで議論がされているのか、私、不思議になるのです。だから、市民にもちゃんとした説明をする、こういったことも含めて、やはりこの第41号という議案を審議する上で、資料としてきちんとしたものを出してもらって私たちも審議したいし、そうするほかないと思いますので、きちんとした形で考えて出していただきたいのですけれども、その辺、市長、最後答弁いただいて終わりたいと思います。

○議長（本田加津子君） 柴田市長。

○市長（柴田一孔君） ただいま御指摘をいただいたことにつきましては、今後、十分検討していかなければならないのかなと思っております。

このたびの免除につきましては、あくまでも歌志内市産業開発促進条例の中で、いわゆる投資額1,000万円以上、雇用3人ということで、その中の第5条で免除を受けられるということが3年間免除受けれますよということが前提にありまして、その中でスタートした時点からもうコロナ禍ということで出控えもあるし、観光、スキーヤーもなかなか思ったように来なかったというのが3シーズンまさにそうだったということでございます。今年4シーズン目、いわゆる5月の8日から第5類になったということで、3年間は非常に厳しい状況での経営だったということでございまして、その3年間、改めてまた減免をお願いしたいという前提でございまして、この提案理由にその辺のいわゆる開発促進条例に基づいて減免をいただいていたけれどもこうだよというような文言があれば、まさにその事情がよく理解できるのかなと思います。

そんなことで、今後、このたびは先ほど副

市長からも説明ございましたけれども、チロルの湯、そのいわゆる特例条例と同じような形で踏襲したということについては、今後反省も含めて、新たな形でもっと分かりやすい丁寧な形にしなければならないのかなというふうに思っております。

非常に貴重な御意見をいただきました。参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りいたします。

この件については、会議規則第36条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査に付することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第41号については、所管の行政常任委員会に付託の上、会期中の審査とすることに決定いたしました。

議案第44号

○議長（本田加津子君） 日程第8 議案第44号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第44号歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

初めに、このたびの改定の根拠となります令和5年人事院勧告の概要につきまして、資料に基づき御説明いたしますので、定例会資料の5ページを御覧願います。

人事院勧告の概要として、関係部分を抜粋しております。

上段を御覧願います。

給与勧告のポイントであります。給与改定の内容と考え方といたしまして、月例給(1)俸給表につきましては、民間給与との格差3,869円、0.96%を解消するため、初任給をはじめ若年層に重点を置き、平均1.1%の俸給表の水準を引き上げることとなっております。

次に手当でございますが、期末勤勉手当について民間の支給状況に見合うよう4.4か月分から4.5か月分に引き上げることとなっております。引上げとなった0.1か月分につきましては、期末手当及び勤勉手当に均等に配分され、本年度は12月期にそれぞれ0.05か月、来年度以降においては6月期及び12月期の期末手当及び勤勉手当がそれぞれ均等になるよう配分されることとなっております。

それでは、議案に戻りまして、歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

提案理由は、国家公務員の給与改定に準じ、給料月額、期末手当及び勤勉手当の支給割合を改正するとともに、会計年度任用職員についても給料月額及び期末手当の支給割合を職員と同様に改正するため、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページにまいります。

歌志内市職員給与条例の一部を改正する条例。

第1条、歌志内市職員給与条例(昭和29年条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたします。資料は5ページの下段から6ページにわたります。

第33条は、期末手当の支給範囲及び支給額の規定でございます。令和5年12月期の期末手当の支給割合を一般の職員については0.05か月分、再任用職員については0.0

25か月分引き上げることに伴い、関係する規定を整備するものでございます。

第34条の2は、勤勉手当の支給範囲及び支給額の規定でございます。令和5年12月期の勤勉手当の支給割合を一般の職員については0.05か月分、再任用職員については0.025か月分引き上げることに伴い、関係する規定を整備するものでございます。

なお、別表第1から別表第4までの改正は、令和5年人事院勧告に伴う国の俸給表の改定に準じ、本市給料表を改正するものでございます。資料は24ページにわたります。

本文に戻りまして、第2条歌志内市職員給与条例の一部を次のように改正する。

資料の24ページを御覧願います。

第33条は、期末手当の支給範囲及び支給額の規定でございます。第1条において引き上げられた期末手当関係の規定を令和6年度以降は6月期及び12月期において均等になるよう改正するものでございます。

第34条の2は、勤勉手当の支給範囲及び支給額の規定でございます。資料は25ページにわたります。第1条において引き上げられた勤勉手当関係の規定を令和6年度以降は6月期及び12月期において均等になるよう改正するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

第1条第1項は、施行期日でございます。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

第1条第2項は、第1条に規定した給料表の改正及びこの後に説明します会計年度任用職員給与等条例の規定は、令和5年4月1日から適用し、期末手当及び勤勉手当の改正は、同年12月1日からの適用を定めるものでございます。

第2条は、給与の内払でございます。令和5年4月から支給済みの改正前の条例の規定による職員及び会計年度任用職員給与について、改正後の条例の規定による給与の内払と

みなす規定を定めるものでございます。

第3条は、歌志内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正でございますが、定例会資料の25ページも併せて御覧願います。

会計年度任用職員の給与及び期末手当は、年度当初における規定により支給していましたが、国からの通知により、常勤職員の給与改定が行われた場合における会計年度任用職員の給与については、改定の実施時期も含め、常勤職員の給与改定に準じて改定することを基本とするとの技術的助言があったことから、給料月額及び期末手当の支給割合を職員と同様に支給できるよう、附則を削除するものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第44号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

議案第42号

○議長（本田加津子君） 日程第9 議案第42号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用

弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） —登壇—

議案第42号歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、国家公務員の一般職の職員の給与改定に準じ、議会議員及び特別職の職員の期末手当の支給割合を改正しようとするものであります。

次ページの本文に入ります。

歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び歌志内市特別職の職員の給与等の支給に関する条例の一部を改正する条例。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の1ページを御覧願います。

（歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）。

第1条、歌志内市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の220」を「100分の225」に改める。

附則に次の1項を加える。

第12項、令和5年12月に支給する期末手当に限り、第6条第2項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額に100分の230を乗じて得た額とする。これは、令和6年度以降の期末手当の支給月数を6月、12月それぞれ0.05か月分引き上げる改正を行うとともに、令和5年12月の期末手当に限り0.1か月分の引上げを行うこととする規定を定めるものでございます。

第2条は、特別職の職員の期末手当に関す

る規定を、第1条で御説明いたしました議員の期末手当と同様に改正するものでございますので、説明は省略させていただきます。

附則。

第1項は、この条例の改正を令和5年12月1日から適用することを定めるものでございます。

第2項は、改正前の条例の規定により、支給の期末手当については、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす規定を定めるものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第42号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時59分 休憩

午前11時07分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

議案第43号

○議長（本田加津子君） 日程第10 議案第43号歌志内市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第43号歌志内市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の公布による今後の健康保険証のマイナンバーカードへの一本化に備え、歌志内市福祉医療費助成事業の受給資格等の審査における手続の簡素化を図るため、法律に基づく個人番号を利用した情報連携が行えるよう、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例。

歌志内市個人番号の利用に関する条例（平成27年条例第24号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の2ページを御覧願います。

第4条は、個人番号の利用範囲の規定でございます。法律から委任された個人番号の独自利用事務の範囲を明らかにする第1項の規定に、今回新たに追加する別表第1に定める福祉医療費助成事業に係る事務が反映されるよう条文を整理するほか、別表第1の追加に伴い、別表を別表第2に改めるため、条文を整備するものでございます。

次に、別表第1でございますが、これは本市が独自に個人番号を利用する事務について規定する表となっており、今回、福祉医療費助成事業における重度心身障害者、ひとり親家庭等及び子どもの区分ごとにそれぞれ医療

費の助成に関する事務を定めるものでございます。

次に、別表の改正でございますが、資料は3ページから4ページにわたります。

表内の後段において、略称規定を用いることができるよう、住民票関係情報について整備するとともに、追加した別表第1で規定の重度、ひとり親及び子どもの医療費の助成に関する事務で、情報連携できる特定個人情報について、3項を加えた上で別表第1の追加に伴い、別表第2に改めるものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

第1項は、施行期日でございます。この条例は、令和6年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行するものでございます。

第2項は、準備行為でございます。この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとするものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） 今回のこの提案理由の中に、健康保険証のマイナンバーカードへの一本化に備えということを書いてあります。いろいろ世間的にはマイナンバーカードにひもづけはどうかという話も多々聞くのですけれども、今回、この重度身障者、重度障害の持っている方、ひとり親家庭の方、あと子ども医療費対象の方、これ方々の話になっているのですけれども、マイナンバーカードの普及率というのはどれぐらいになっているのか、ちょっと聞いておきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） 各カテゴリーごとの普及率ということでは、ちょっと資料だとか、そこまでの分析というものは今までし

ておりません。ただ、全体の普及率といいましょうか、ひもづけでいきますと約半分近くということでの確認をさせていただいております。

なお、マイナンバーの取得率を申し上げますと、全人口分の約8割、80%には申請は達している状況でありまして、個々のひもづけがどのようなふうにとということに関しましては、またちょっと何%、何%、何%だとかというふうには、ちょっとこの場でのひもづけとか、数までの明細まではちょっと申し致しかねますので、この辺だけ御了解いただければと思います。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○7番（女鹿聡君） ちょっと、何%というのはすぐには出てこないということなのですが、やはりカード持っている人と持っていない人で申請に当たるサービスの格差というものもいろいろ今まで言われてきているので、その辺、カード持っている人と持っていない人のサービスによる格差が生まれぬようなやり方というのをきちんとして運用していただきたいのですけれども、その辺答弁いただきたいと思っております。

○議長（本田加津子君） 佐藤市民課長。

○市民課長（佐藤幸哉君） おっしゃられるとおり、住民、市民が格差を生じる、持っている、持っていない、そういうことは一切考えておりません。あくまでも事務の簡素化という中で、マイナンバーを使って合理的にできる部分、ございます。その部分についてはしていきます。かといって、住民サイドにおける格差というものは、それは絶対私たちのほうでも生じさせてはいけないものだという考え方で事務執行をしている所存でございます。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第43号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

議 案 第 4 5 号

○議長（本田加津子君） 日程第11 議案第45号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第45号歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）の公布に伴い、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

歌志内市国民健康保険税条例（昭和52年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料により御説明いたしますので、定例会資料26ページを御覧願います。

第25条は、国民健康保険税の減額の規定でございます。産前産後期間に係る所得割額

及び被保険者均等割額の減額の規定の新設で、それぞれ産前産後の期間として単胎妊婦に該当する場合は4か月、多胎妊婦に該当する場合は6か月分を年間保険税額から減額するもので、地方税法第703条の5及び地方税法施行令第56条の89に基づき行うものでございます。

第30条の2は、出産被保険者に係る届出の規定でございます。第25条第3項の追加に伴い、減額措置を受ける場合における届書及び関係書類の提出に関し、地方税法附則第24条の30の5に基づき行うものでございます。

以上で資料による説明が終わりましたので本文の附則に戻ります。

附則。

附則第1項は、施行期日でございます。この条例は、令和6年1月1日から施行するものでございます。

附則第2項は、適用区分、附則第3項は準備行為の規定でございますので、説明は省略させていただきます。

以上でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第45号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

議案第46号

○議長（本田加津子君） 日程第12 議案第46号歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第46号歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について御提案申し上げます。

提案理由は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和5年総務省令第48号）の公布に伴い、蓄電池設備に係る基準及び固体燃料を使用した火気設備の見直しを行うなど、関係条文を整備しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

歌志内市火災予防条例の一部を改正する条例。

歌志内市火災予防条例（昭和37年条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の27ページを御覧願います。

第11条は、変電設備の規定でございます。建築物等の部分との間に、換気、点検及び整備に支障のない距離を保つことについて、キュービクル式のものに限定しないことに伴い、条文を整備するものでございます。

第11条の2は、急速充電設備の規定でございます。屋外に設置する蓄電池設備をキュービクル式のものに限定せず、雨水等の侵入防止措置が講じられた筐体で定められたものとするに伴い、条文を整備するものでございます。

第13条は、蓄電池設備の規定でございます。資料は28ページにわたります。第1項は、規制対象を定める範囲及び容量の変更、転倒防止措置等が改められたことに伴い、条文を整備するものでございます。

第3項は、屋外に設置した場合の建築物からの離隔距離の規制を除く要件を新たに追加するものでございます。

第4項は、屋外に設置する場合の構造について、引用する条文を改めるものでございます。

第51条は、火を使用する設備等の設置の届出の規定でございます。蓄電池設備の規制対象の変更に伴い、条文を整備するものでございます。

別表第3は、火を使用する設備等の離隔距離を示したものでございます。資料は34ページにわたります。

厨房設備の項に新たに固体燃料を追加することに伴い、表を改めるものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

第1項は、施行期日でございます。この条例は令和6年1月1日から施行するものでございます。

第2項から第4項は経過措置でございます。第2項は、この条例の施行の際、現に設置され、または設置工事がされている燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2の規定については、従前の例によるものとするものでございます。

第3項は、この条例の施行の際、現に設置され、または設置工事がされている蓄電池設備のうち、新条例第13条第1項の規定については、従前の例によるものとするものでございます。

第4項は、新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際、現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたものについては、同条の規定を適用しない

とするものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第46号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

議案第47号

○議長（本田加津子君） 日程第13 議案第47号空知中部広域連合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第47号空知中部広域連合規約の変更について御提案申し上げます。

提案理由は、空知中部広域連合の組織体制の強化を図るとともに安定的な業務運営を推進するため、規約の一部を変更しようとするものでございます。

次ページの本文にまいります。

空知中部広域連合規約の一部を変更する規約。

空知中部広域連合規約（平成10年7月6

日市町村第784号指令）の一部を次のように変更する。

変更内容につきましては、資料と併せて御説明いたしますので、定例会資料の35ページを御覧願います。

第11条は、広域連合の執行機関の組織の規定でございます。提案理由で申し上げましたとおり、組織体制の強化を図り、安定的な業務運営を推進するため、広域連合長を補佐する事務管理者を置くこととするものでございます。

第12条は、広域連合の執行機関の選任の方法の規定でございます。事務管理者の選任方法について規定するものでございます。

第13条は、広域連合長の執行機関の任期の規定でございます。事務管理者の任期について規定するものでございます。

本文の附則に戻ります。

附則。

この規約は、北海道知事の許可のあった日から施行し、令和6年4月1日から適用するものでございます。

以上でございますので、よろしくお願いたします。

○議長（本田加津子君） これより、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第47号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

議案第48号より議案第51号

○議長（本田加津子君） 日程第14 議案第48号より日程第17 議案第51号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

平間副市長。

○副市長（平間靖人君） ー登壇ー

議案第48号から議案第50号までの補正予算につきまして、私から一括御提案申し上げます。

なお、事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。また、議案第51号の補正予算につきましては、病院事務長から御提案申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

議案第48号令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）。

令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,340万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ44億3,139万円とする。

2項は省略いたします。

（債務負担行為の補正）。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

4ページをお開き願ひます。

第2表、債務負担行為補正。

1、追加。事項、義務教育学校スクールバス運行業務委託。期間、令和6年度より至令和8年度。限度額、2,989万9,000円。

これは、義務教育学校へ通学する児童生徒の登下校用のスクールバス運行業務を令和6年度から令和8年度までの3年間委託するた

めの予算措置でございます。

次に、議案第49号にまいります。

議案第49号令和5年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ15万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,834万4,000円とする。

2項は省略いたします。

次に、議案第50号にまいります。

議案第50号令和5年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

令和5年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,068万3,000円とする。

2項は省略いたします。

以上、議案第48号から第50号の補正予算につきまして、一括御提案申し上げます。

事項別明細書につきましては、企画財政課長から御説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） それでは、私より議案第48号から議案第50号までの補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたします。

初めに、議案第48号の一般会計補正予算の歳出から御説明いたしますので、7ページをお開き願ひます。

1款1項1目議会費3節職員手当等19万1,000円の減額補正は、市議会議員選挙

による議員の変更に伴う減、及び議員期末手当の支給割合引上げに伴う特別職手当の増などで、改正内容については、先ほど議案説明のありましたとおりでございます。

次に、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費1節報酬28万9,000円及び3節職員手当等5万6,000円の増額補正は、人事院勧告に伴う一般職給料表改定及び期末勤勉手当の支給割合の引上げによる会計年度任用職員の報酬及び期末手当の増によるもので、改正内容につきましては、先ほど議案説明のありましたとおりであり、以降の会計年度任用職員についても同様でございます。7節報償費84万円から24節積立金300万円の増額補正は、ふるさと応援寄附金の増額に伴う返礼品及び送料、決済手数料、事務委託料や基金積立金の増によるものでございます。

次に、2目企画費3節職員手当等1万円の増額補正は、会計年度任用職員に係る期末手当の支給割合引上げに伴う増であります。

5目車両管理費1節報酬69万6,000円及び3節職員手当等7万1,000円の増額補正は、会計年度任用職員に係る給与改定及び期末手当の支給割合の引上げに伴う増であります。

9ページにまいりまして、11目定住促進費18節負担金補助及び交付金880万円の増額補正は、住宅建設等奨励金の申請者数の増加に伴う補助金の増によるものでございます。

2項徴税费2目賦課徴収費1節報酬1万4,000円の増額補正は、会計年度任用職員に係る給与改定に伴う増によるものでございます。

3項1目とも戸籍住民基本台帳費12節委託料520万3,000円の増額補正は、マイナンバーカードへの氏名ローマ字表記などに係る住民基本台帳システム改修費及び戸籍へのふりがな記載などに係る戸籍情報システム改修費の増であります。

3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総

務費3節職員手当等の3万4,000円の増額から18節負担金補助及び交付金6,300万円までの増額補正は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯等に対する給付金を追加で支給するもので、関係事務費及び給付金に係る予算を計上しており、事業の概要につきましては、資料で御説明いたしますので、定例会資料の36ページをお開き願います。

事業の趣旨は、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯、住民税非課税世帯及び均等割のみ課税世帯に対して、特別給付金を追加支給するものです。支給対象者は、令和5年度の住民税非課税世帯と住民税均等割のみ課税世帯で、助成額は1世帯当たり7万円、支給は年内を予定しております。財源等につきましては、地方創生臨時交付金、財政調整基金を充当することとしております。

11ページにまいりまして、3目障害者福祉費12節委託料27万5,000円の増額補正は、障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修費用でございます。19節扶助費18万円の増額補正は、重度心身障害者世帯に係る福祉灯油代助成事業の実施に伴う増額で、給付額は1世帯当たり1万円としております。

5目医療福祉費1節報酬5万7,000円及び3節職員手当等5,000円の増額補正は、会計年度任用職員に係る給与改定及び期末手当の支給割合引上げに伴う増であります。27節繰出金2万7,000円の増額補正は、国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計への繰出金の増額で、内容は各特別会計のところで御説明いたします。

次に、2項老人福祉費1目老人福祉事業費19節扶助費498万円の増額補正は、住民税非課税世帯の高齢者世帯に係る福祉灯油代助成事業の実施に伴う増額で、給付額は1世帯当たり1万円としております。

2目介護保険費17節備品購入費154万

円の増額補正は、地域包括支援センターシステムの購入費の増で、介護認定において要支援の認定となった方のケアプラン作成や介護サービスの利用状況などを管理するためのものでございます。

次に、4項児童福祉費2目児童福祉事業費19節扶助費12万円の増額補正は、ひとり親世帯に係る福祉灯油代助成事業の実施に伴う増額で、給付額は1世帯当たり1万円としております。

次に、7款1項とも商工費、13ページにまいりまして、4目観光費1節報酬11万7,000円の増額補正は、会計年度任用職員に係る給与改定による増でございます。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費1節報酬12万8,000円及び3節職員手当等2万円の増額補正は、会計年度任用職員に係る給与改定及び期末手当の支給割合引上げに伴う増であります。

2項道路橋りょう費3目橋りょう維持費12節委託料4,000万円の減額補正は、北海道からの受託事業でありますペンケ歌志内川の河川改修に伴う費用で、より高度な知識、経験が必要なことから北海道が実施することになり、皆減となったものでございます。

5項住宅費1目住宅管理費1節報酬1万8,000円及び8節旅費8,000円の増額補正は、空家等対策協議会の設置に伴う委員報酬及び費用弁償を予算計上するものでございます。21節補償、補填及び賠償金53万7,000円の増額補正は、改良住宅の用途廃止に伴い、移転者が増えたことによる増でございます。22節償還金利子及び割引料56万円の増額補正は、市営住宅の退去者が増加したことによる敷金返還金の増でございます。

次に、9款1項とも消防費1目常備消防費1節報酬1万5,000円の増額補正は、会計年度任用職員に係る給与改定による増であります。

15ページにまいりまして、10款教育費

2項義務教育学校費1目学校管理費1節報酬45万8,000円及び3節職員手当等14万8,000円の増額補正は、会計年度任用職員に係る給与改定及び期末手当の支給割合引上げに伴う増であります。12節委託料47万3,000円の増額補正は、義務教育学校体育館の暖房機点検整備に要する経費で、不良暖房機が複数台発生したことから、点検整備台数を追加実施し、寒冷期間中の故障や火災などを未然に防ぐためのものがございます。17節備品購入費14万3,000円の増額補正は、学校の感染対策機能強化を図るため、既に購入済み空気清浄機6台に1台を追加購入し、機能強化を図るもので、国庫補助金を財源とするものでございます。

次に、3項社会教育費3目図書館費1節報酬14万2,000円の増額補正は、会計年度任用職員に係る給与改定による増であります。

4目コミュニティセンター費1節報酬43万9,000円及び3節職員手当等8万1,000円の増額補正は、会計年度任用職員に係る給与改定及び期末手当の支給割合引上げに伴う増であります。

5目郷土館費1節報酬3万1,000円の増額補正は、会計年度任用職員に係る給与改定による増であります。

次に、4項保健体育費2目社会体育総務費18節負担金補助及び交付金15万円の増額補正は、スキーリフトシーズン券の料金値上げに伴う体力向上助成金の補助金を増額するものでございます。

17ページにまいりまして、3目体育施設費1節報酬27万8,000円及び3節職員手当等7万円の増額補正は、会計年度任用職員に係る給与改定及び期末手当の支給割合引上げに伴う増であります。

4目学校給食費1節報酬87万3,000円及び3節職員手当等28万1,000円の増額補正は、会計年度任用職員に係る給与改定及び期末手当の支給割合引上げに伴う増であります。14節工事請負費68万2,000

0円の増額補正は、経年劣化に伴う給食センターボイラーの関連装置交換に伴う増であります。

5項青少年対策費2目児童厚生施設費1節報酬22万5,000円及び3節職員手当等7万1,000円の増額補正は、会計年度任用職員に係る給与改定及び期末手当の支給割合引上げに伴う増であります。

3目学童保育費1節報酬7万5,000円及び3節職員手当等2万3,000円の増額補正は、会計年度任用職員に係る給与改定及び期末手当の支給割合引上げに伴う増であります。

次に、12款1項とも公債費1目元金につきましては、財源区分の変更で、予算額について変更はございません。

19ページにまいりまして、14款1項とも職員費1目職員給与費2節給料742万5,000円及び3節職員手当等608万3,000円の増額補正は、人事院勧告に伴う一般職給料表の改定及び期末勤勉手当の支給割合の引上げに伴う増と特別職期末手当の支給割合引上げに伴う特別職手当の増によるもので、改正内容は、先ほど議案説明のあったとおりでございます。

次に、15款1項1目とも予備費661万6,000円の減額補正は、歳入歳出予算の調整であります。

なお、21ページから34ページに給与費明細書を掲載しておりますので、御参照願いたいと思います。

続きまして、事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、5ページをお開き願います。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費補助金3節新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,000万円の増額補正は、歳出で計上した低所得世帯臨時特別給付金支給事業の財源とするものであります。4節社会保障・税番号制システム整備補助金143万円の増額補正は、住民基本台帳ネットワークシステム整備事業の補助金であ

ります。5節戸籍情報システム整備補助金771万1,000円の増額補正は、歳出で計上した戸籍総合管理システム運用事業と当初予算に計上済みであります同事業の補助金でございます。

次に、2目民生費補助金7節障害者総合支援事業費補助金の13万7,000円の増額補正は、歳出に計上した障害者自立支援対策推進事業の補助金であります。

5目教育費補助金7節学校保健特別対策事業費補助金の7万1,000円の増額補正は、学校管理一般経費で計上しております備品購入費に対する補助金でございます。

次に、15款道支出金2項道補助金2目民生費補助金8節地域づくり総合交付金50万円の増額補正は、歳出で計上している高齢者世帯等福祉灯油代助成事業の補助金でございます。

3項道委託金4目土木費委託金1節河川費委託金4,000万円の減額補正は、歳出に計上した橋りょう改修事業に対する受託金で、北海道と協議した結果、より高度な知識、経験が必要なことが判明し、受託しないことから、皆減とするものでございます。

次に、17款1項とも寄附金2目ふるさと応援寄附金1節ふるさと応援寄附金300万円の増額補正は、ふるさと応援寄附金の増額によるものでございます。

次に、18款1項とも繰入金1目1節とも財政調整基金繰入金2,000万円の増額補正は、歳出で計上している低所得世帯臨時特別給付金支給事業の実施に伴う財源調整のため繰り入れるものでございます。

4目1節とも敷金基金繰入金56万円の増額補正は、住宅一般経費の財源として繰り入れるものでございます。

次に、19款1項1目とも繰越金1節前年度繰越金3,000万円の増額補正は、前年度繰越金の一部を予算計上するものでございます。

以上で、一般会計補正予算の説明を終わります。次に国民健康保険特別会計補正予算

の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、国保の5ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 2 節給料 2 7 万円の減額補正から 4 節共済費 6 万円の減額補正は、人事異動に伴う人件費の調整及び人事院勧告に伴う給料表の改定及び期末勤勉手当の支給割合引上げによるものでございます。

なお、7 ページから 1 2 ページに給与費明細書を掲載しておりますので、御参照願います。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、国保の 3 ページをお開き願います。

2 款 1 項とも繰入金 1 目 1 節とも一般会計繰入金 1 5 万 6, 0 0 0 円の減額補正は、繰入れ対象経費の減によるものでございます。

次に、後期高齢者医療特別会計補正予算の事項別明細書につきまして御説明いたしますので、後期高齢の 5 ページをお開き願います。

歳出から御説明いたします。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 2 節給料 8 万 3, 0 0 0 円の増額補正から 4 節共済費 4 万円の増額補正は、人事院勧告に伴う給料表の改定及び期末勤勉手当の支給割合引上げによるものでございます。

なお、7 ページから 1 2 ページに給与費明細書を掲載しておりますので、御参照願いたいと思います。

続きまして、補正予算事項別明細書の歳入について御説明いたしますので、後期高齢の 3 ページをお開き願います。

2 款 1 項とも繰入金 1 目 1 節とも一般会計繰入金 1 8 万 3, 0 0 0 円の増額補正は、繰入れ対象経費の増によるものでございます。

以上で、議案第 4 8 号から議案第 5 0 号までの各会計補正予算の事項別明細書につきまして御説明を終わりますので、よろしく御願いたします。

○議長（本田加津子君） 大家市立病院事務

長。

○市立病院事務長（大家浩二君） 議案第 5 1 号令和 5 年度歌志内市病院事業会計補正予算（第 1 号）について御提案申し上げ、その内容について御説明いたします。

第 1 条は省略いたしまして、第 2 条から申し上げます。第 2 条は、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するもので、収入では、第 1 款病院事業収益の既決予定額 6 億 1, 1 9 3 万 7, 0 0 0 円に 7 2 万円を増額して、6 億 1, 2 6 5 万 7, 0 0 0 円に改めようとするもので、その内訳は、第 2 項医業外収益の既決予定額に 7 2 万円を増額して、2 億 3, 3 9 8 万 8, 0 0 0 円に改めるものであります。

支出は、第 1 款病院事業費用の既決予定額 6 億 6, 6 8 6 万 9, 0 0 0 円に 2 9 3 万 2, 0 0 0 円を増額して、6 億 6, 9 8 0 万 1, 0 0 0 円に改めようとするもので、その内訳は、第 1 項医業費用の既決予定額に 2 9 3 万 2, 0 0 0 円を増額して、6 億 6, 1 5 9 万 4, 0 0 0 円に、第 3 条は、予算第 6 条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を補正するもので、第 1 号職員給与費の既決予定額 3 億 8, 5 8 9 万 2, 0 0 0 円に 2 9 3 万 2, 0 0 0 円を増額して、3 億 8, 8 8 2 万 4, 0 0 0 円に改めるものであります。

1 ページをお開きください。

予算実施計画並びに説明書の収益的収入及び支出の支出から御説明いたします。

支出。

1 款病院事業費用 1 項医業費用 1 目給与費の 2 9 3 万 2, 0 0 0 円の増額内訳は、（給料）1 節医師給 2 万 1, 0 0 0 円の増から 4 節事務員給 7 万 4, 0 0 0 円の増までの 1 2 3 万 5, 0 0 0 円の増額補正及び（手当）5 節医師手当 1 3 万 7, 0 0 0 円の増から 8 節事務員手当 1 1 万 2, 0 0 0 円の増までの 1 6 9 万 7, 0 0 0 円の増額補正は、人事院勧告に係る給与改定分や、本年 4 月 1 日付の昇格に伴う増のほか、育児休業取得に伴う減な

どの増減分によるものであります。

次に、収入の御説明をいたします。1款病院事業収益2項医業外収益5目補助金1節医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金の72万円の増額補正は、物価高騰に対する北海道からの支援金として、医療機関に1床当たり1万2,000円交付されたため、60床分を増額するものであります。

次に、2ページから10ページの説明を省略させていただき、予定貸借対照表につきまして御説明いたしますので、12ページを御覧ください。

資本の部の下から5段目、ロの当年度純損失は、既決予定額では6,844万9,000円の純損失を予定しておりましたが、この度の補正の収支の差である221万2,000円増加した7,066万1,000円の純損失となり、年度末の累積欠損金は、8億6,640万円となる見込みであります。

以上、御提案申し上げますので、よろしく御願いたします。

○議長（本田加津子君） 説明が終わりましたが、ここで午後1時まで休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 0時59分 再開

○議長（本田加津子君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

これより、議案第48号令和5年度歌志内市一般会計補正予算（第7号）について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

松井敬道さん。

○4番（松井敬道君） 2点お伺いいたします。

まず、1点目はふるさと応援寄附金の関係です。ふるさと応援寄附金が300万円増額補正しておりますが、どのような返礼品が人気で、寄附金が増えているのか伺います。

2点目は、会計年度任用職員の報酬の関係です。会計年度任用職員の報酬の平均の改定

額と平均の改定率を教えてくださいたいというふうに思います。よろしく御願いたします。

○議長（本田加津子君） 佐渡産業課長。

○産業課長（佐渡憲博君） まず返礼品の関係なのですが、このたび300万円補正なのですが、増えた要因といたしましては、大口の寄附が、200万円を超える大口の寄附が1件ありましたことと、ポータルサイトを最近増やしております、そちらのほう徐徐に伸びているということになってます。

返礼品の内容といたしましては、人気があるのは、アンモナイトですとか、ペットフード、ピーチアンドフラワーから出しているペットフード関係、これが今、最近伸びているという状況にあります。

○議長（本田加津子君） 北風総務課長。

○総務課長（北風是紀君） 会計年度任用職員の平均といたしますと、職種がちょっとございますので、仮に事務補助員というところでお話をさせていただきますと、日額につきましては7,124円から7,677円に変わったと。時間給につきましては、949円から1,023円に変わっております。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 3点聞きたいと思います。

まず、10ページ目の定住促進事業で880万円ということなのですが、これどういった申請が多くなっていて増額するのか聞いておきたいと思います。

続いて、12ページの老人福祉給付費の福祉灯油助成制度なのですが、これ1万円ということで行っているのですけれども、この物価高で1万円を1万5,000円という話だとか、倍増で2万円だとかという話が庁舎内のほうでされたのか、どうなのか。かなり、今までの経緯でいくと、商品券出してもらったりだとかということは分かるのですけれども、やはり福祉灯油という項目は大きいと思うので、それに対して前年どおり1

万円ということなのですけれども、それを越してももう少し上限額上げていただいとすることが望ましかったかなと思うのですけれども、その辺、庁舎内でどういうふうな話し合いになったか聞いておきたいと思います。

それで、14ページ目の住宅費で、移転補償だとかということで話をされたのですけれども、これ住み替えした分だとかということだったのですけれども、これどういう予定で本来やって、予算を立てていて、その分、思っているほかに多分移転しますという声が上がって移転されたのだと思うのですけれども、どういうふうな最初予定をしていて今回に至ったのか聞きたいと思います。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 私のほうから、まず定住促進事業の補正について御答弁申し上げます。

今年度、これまでの実績なのですけれども、5件交付をしております。その内訳といたしましては、新築が1件、中古が4件ということになっておりまして、今後、申請が見込まれる予定のものが新築で1件、中古で4件、合計5件です。このほかに予定として1件分予算を計上させてもらいまして、残額と合わせて880万円というふうにさせていただきました。

○議長（本田加津子君） 佐々木福祉事業課長。

○福祉事業課長（佐々木厚史君） 福祉灯油の1万円に関して、当課でもいろいろ1万円がいいのか、1万5,000円がいいのか、いろいろ検討したのですけれども、去年と灯油の価格がそれほど変わっていないところもありまして、去年と同額の1万円という形を取らせていただきました。例年、その価格を見ながらまた来年もいろいろ支給する額を考えたいと思っています。

○議長（本田加津子君） 山田建設課長。

○建設課長（山田元君） 私のほうから、補償、補填及び賠償金の53万7,000円の

住宅移転料の補償の関係について、当初予算では11件、支出済みが7件、今後予定している件数も7件程度を予定しておりまして、このたび53万7,000円の内訳は3件分、17万9,000円掛ける3件分ということで補正を上程したところでございます。

以上です。

○議長（本田加津子君） 女鹿聡さん。

○6番（女鹿聡君） 住宅の新事業に関しては、そうしたら新築が今後出てくるといことなのですけれども、新築のほうはそうしたら両方、文珠と東光と宅地がまだ空いている状況なのですけれども、そっちのどっちかのほうで新築が決まっています、これから補正を上げたいということなのか、ちょっと聞いておきたいと思います。

福祉灯油なのですけれども、金額というか、灯油の単価的には去年とあまり変わらない状況が続いていると思うのですけれども、やはりいかにせん全体的な物価の高騰があって、みんな生活するのも大変な状況が続いていると思うので、そっち側のほうにお金が結構、生活するための食品だとか、そういったところの出費がどうしても高騰のためにお金が出ていく状況があって、その分、灯油を抑えようという形になりかねない状況になっているので、その辺また、どういう形か分からないのですけれども、福祉灯油という形でやるのかどうなのか、今後も検討材料にしてみられて、1万円が妥当なのか1万5,000円が妥当なのかちょっと分からないのですけれども、できれば多めに越したことはないかなと思うので、その辺庁内のほうで、財政もかかっていますので、いろいろいい議論をやって進めていただきたいと思いますので、もう1回そこを答弁もらっておきたいと思います。

以上です。

○議長（本田加津子君） 東所企画財政課長。

○企画財政課長（東所勝則君） 定住促進事業の新築予定の1件ということでございます

けれども、これは今、相談段階でお受けしている話でございますが、聞いている中では、今の東光団地、それから西小の、市有地の売却ではなく、違うところの場所での新築というふう聞いております。

○議長（本田加津子君） 佐々木福祉事業課長。

○福祉事業課長（佐々木厚史君） 議員おっしゃるとおり、いろいろな状況を踏まえまして金額の部分だとか、支給する上で何が、どういうやり方がいいのかということも検討してまいりますので。

○議長（本田加津子君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第48号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第49号令和5年度歌志内市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、

討論を終わります。

これより、議案第49号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第50号令和5年度歌志内市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより、議案第50号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

これより、議案第51号令和5年度歌志内市病院事業会計補正予算（第1号）について、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 討論なしと認め、

討論を終わります。

これより、議案第51号について採決をいたします。

ただいまの議案については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

休 会 の 議 決

○議長（本田加津子君） お諮りいたします。

行政常任委員会審査のため、12月7日を休会にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（本田加津子君） 御異議なしと認めます。

したがって、12月7日を休会とすることに決定いたしました。なお、行政常任委員会は、12月7日に委員会を開き、付託案件の審査をお願いいたします。

来る12月8日、本会議を開きますので、所定の時間に御参集願います。

散 会 宣 告

○議長（本田加津子君） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 1時12分 散会）

上記会議の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、
ここに署名する。

歌志内市議会議長 本 田 加 津 子

署名議員 能 登 直 樹

署名議員 川 野 敏 夫